



# 島根県報

平成25年 9 月13日 (金)

号外 第 140 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(        "        ) 3

# 告 示

## 島根県告示第634号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	米子伯太線	安来市伯太町安田宮内1番2地先から同町安田中307番1地先まで	前	メートル 8.00～ 21.00	メートル 38.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	18.00～ 42.00	66.00		
"	静間久手停車場線	大田市静間町184番9地先から同町196番2地先まで	前	11.40～ 19.92	240.50	県央県土整備事務所大田事業所	道路改良工事 拡幅
			後	11.40～ 52.16	284.05		
"	田所国府線	浜田市上府町イ2215番2地先から同番地先まで	前	11.50～ 31.00	50.00	浜田県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅 仮設道設置
			後	11.50～ 34.00	50.00		

## 島根県告示第635号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	上意東揖屋線	松江市東出雲町上意東1919番地先から同1955番1地先まで	メートル 187.37	平成25年 9月13日	松江県土整備事務所	
〃	米子伯太線	安来市伯太町安田宮内3番5地先から同町安田中307番1地先まで	204.00	平成25年 9月13日	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	
〃	田所国府線	浜田市上府町イ2215番2地先から同番地先まで	50.00	平成25年 9月13日	浜田県土整備事務所	